

## 府中市移動等円滑化促進方針等策定の背景と目的

### I 策定の背景と目的

本市では、旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化推進を目的とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年）」（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づき、「府中市交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を平成16年1月に策定し、府中駅及び府中本町駅を中心に、旅客施設、バス、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

その後、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的に、平成18年に交通バリアフリー法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」（平成6年）が統合され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

また、平成30年及び令和2年にバリアフリー法が改正され、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区、重点整備地区）において、公共交通、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市区町村が作成するものとして、「移動等円滑化促進方針」（以下「マスタープラン」という。）や「移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」という。）が規定されました。

本市においても、交通バリアフリー基本構想策定から19年が経過し、社会情勢やまちの状況の変化が進んでおり、これまでの旅客施設、バス、道路、駅前広場、信号機等に加え、建築物や路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化や、施設管理者によるソフト面の対策強化、心のバリアフリー\*の更なる推進等の必要性が高まっていることから、マスタープラン及び基本構想の策定に向けた検討を行います。（各種法律の詳細については、参考資料1を参照）

#### 【バリアフリーとは】

高齢者、障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方です。

#### 【高齢者、障害者等とは】

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省令和3年3月）」では、「高齢者、障害者等には、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）のみならず、妊産婦やけが人等が含まれます。」としていますが、ここでは、ガイドラインに示す対象者に加え、全ての高齢者やベビーカー利用者などの子育て世代、外国人、LGBTQを含めた多様な人々を対象とします。

※心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。「ユニバーサルデザイン2020 行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）」より

## 2 マスタープラン・基本構想とは

マスタープラン:全市及び移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に向けた方針を示したもの。

基本構想:重点整備地区を位置付け、具体的な特定事業を定めるもの。



図 マスタープラン・基本構想のイメージ

(出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省))

市区町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区について、マスタープラン及び基本構想を策定するよう努めることとされています。

マスタープラン及び基本構想で定めるべき事項は概ね重複していますが、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

表 マスタープラン・基本構想で定める事項

| マスタープランで定める事項<br>(バリアフリー法第24条の2)   | 基本構想で定める事項<br>(バリアフリー法第25条)  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化促進地区の位置及び区域</li> <li>生活関連施設*及び生活関連経路*並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>重点整備地区の位置及び区域</li> <li>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項</li> </ul>            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める</li> </ul>                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める(24条の6)</li> </ul>                                  | —  |

※生活関連施設:高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

※生活関連経路:生活関連施設相互間の経路のこと。

### 3 策定の主な流れ

本協議会を中心に、当事者や事業者の参加の機会を設け、令和6年度のマスタープラン・基本構想の策定に向けて検討を進めていきます。

